木造住宅の除却補助制度

多摩市では、木造住宅の除却に係る工事費用等に対し、下記のとおり補助を行っています。

補助の対象者及び補助対象建物

□　①昭和５６年(1981年)５月３１日以前に建てられた個人所有の２階建以下の木造住宅（昭和５６年５月３１日以前に建築確認を受けた建築物）
□　②耐震診断の結果、総合評点が０．７未満であること
□　③対象住宅の所有者であること
□　④所有者世帯全員が市民税等を滞納していないこと
□　⑤所有者世帯全員の年間所得金額の合計が１２００万円以下の世帯
□　⑥他の補助金を受けていないこと

上記のすべての条件に当てはまり、住宅の除却助成を希望される方は、ご連絡の上、市の窓口にお越しください。

補助対象工事及び補助額

土地に定着する建築物を取り壊すために行う解体工事を対象とし、工事に附随する工事監理費や申請に要する費用を含む。

※基礎を含めた住宅の解体に係る費用が補助の対象となります。
ブロック塀、樹木、土間コンクリート、物置、残置物等に係る費用は対象外。
申請書に記載する工事見積額は、補助対象工事の金額となるため、市の窓口で見積書を確認後、記載してください。

●解体工事に要する費用の５０％　**限度額３０万円**(消費税を除いた額)

問　い　合　わ　せ　先

多摩市役所　都市整備部　都市計画課　住宅担当（多摩市役所東庁舎２階）
〒２０６－８６６６
多摩市関戸六丁目１２番地１
ＴＥＬ　：　０４２－３３８－６８１７
ＦＡＸ　：　０４２－３３９－７７５４
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　：　http://www.city.tama.lg.jp

制度利用・手続きの主な流れ

耐震診断等の実施とその結果
総合評点：０．７未満

耐震改修工事
及び
除却の検討

●耐震改修工事の補助制度もありますので、耐震診断を行った耐震診断士や市内施工業者などへご相談ください。

【改修後評点：1.0以上の場合】
耐震改修工事にかかる費用の50%　限度額60万円

【改修後評点：0.7以上1.0未満の場合】
●一般助成対象者
耐震改修工事にかかる費用の30%　限度額30万円

●支援助成対象者（要介護認定、障がい者手帳等を受けている方が同一世帯の構成員である場合）
耐震改修工事にかかる費用の50%　限度額50万円

※耐震改修後の評点に応じて、助成金額が異なります。なお、耐震改修後の評点が0.7未満の場合、耐震改修助成の対象外となります。

除却

多摩市へ事前相談

補助金交付申請
※申請は当該年度の１月末日まで

※注意※
施工業者との契約は補助金の交付決定後に行ってください。
●必要書類（詳しくは申請書裏面をご覧ください。）
・住民票（所有者世帯全員のもの。個人番号（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ）は非表示）
・建物所有者であることが分かる書類
・耐震診断結果報告書の写し
・所有者世帯全員の納税証明書、年間の所得額が確認できる書類
・見積書及び工程表等、除却前の状況がわかる写真
・建物所有者の承諾書（共有者がいる場合）
・土地所有者の承諾書（借地の場合）
※申請書から請求書まで一貫して同じ印鑑を使用するよう、お願いいたします。

補助金交付決定

●ご提出いただいた申請書に基づき、審査を行います。
＊申請者が市内に居住していて、同意をいただいた場合、所有者世帯全員の所得状況、市民税等の状況を申請者に代わり、多摩市が確認します。

業者と契約

解体工事

●工事・搬入の記録写真をきちんと撮っておいてください。
（除却前中後の状況が分かるもの）
※補助金の交付決定後、工事等の内容に変更が生じた場合は、変更申請をしてください。変更申請については、多摩市へご相談ください。

工事完了・報告書提出

●工事が完了したら、速やかに所定の完了報告書に関係書類を添えて提出してください。

審査

●補助金対象の除却工事に対して、交付額を決定します。

補助金交付額の確定・交付

●所定の請求書に基づき、指定の金融機関に振り込みます。

申請手続きに関する注意事項

●補助金の交付決定の前に、施工業者と契約をしてしまうと、補助は受けられません。
●補助金の支払いは、工事の完了後となります。交付決定を受けていても途中で取り止めた場合などは、補助金は支払われません。
●基礎を含めた住宅の除却（解体工事）及び工事に附随する工事監理費や申請に要する費用以外は、補助の対象になりません。
●年間の補助総額は、市の予算額を限度とします。予算上限に達した場合、年度途中でも受付を終了いたします。
●その他要綱に違反した場合などは、補助金は支払われません。